

令和8年度農福連携普及啓発及び情報発信業務仕様書

1. 目的

農福連携に取り組む障害福祉施設によるマルシェの開催やセミナーなどを実施することで、農福連携に取り組む障害福祉事業所や利用者を増加させ、障害のある方の工賃向上を図る。

2. 事業概要

農福連携マルシェの開催、障害福祉施設に対するセミナー・体験会、将来的に障害福祉施設の利用を検討している方やその家族等を対象とした広報周知のための動画制作及び配信を行う。

3. 委託業務の内容

(1) 農福連携マルシェの企画・運営に関する業務

農福連携に取り組む障害者就労施設等が出店する農福連携マルシェ及び農福連携の普及啓発につながるような集客イベントを以下の通り開催する。

- ・開催日：令和8年10月から12月までの土日祝日のうち1日とする
- ・時間帯：10:30～16:00を基本としつつ、集客を考慮し最適な時間を提案すること
- ・開催場所：佐賀市内の大型商業施設で、十分な集客が見込まれる場所を提案すること
※開催日、時間帯、会場は佐賀県と協議の上、後日決定
- ・出店者数：農福連携に取り組む障害者就労施設等 10事業所程度
※出展者の募集は佐賀県共同受注支援窓口が行う
- ・事業目標：出店事業所の平均売上40,000円、来場者数600人

ア 農福連携マルシェ及び集客イベント全般に係る運営業務

- (ア) スケジュール・進行管理マニュアル等の作成
- (イ) 会場の手配、会場レイアウト作成、会場設営・撤去、誘導員の手配、関係者駐車場の設営・撤去、原状回復に係る一切の業務
- (ウ) 各種看板の制作、設置、撤去（店舗名表示サイン・イベントコーナー看板等）
- (エ) 受付の設置、運営
- (オ) 参加者の誘導及び安全対策

(カ) 来場者、出店者に対するアンケート調査

(キ) その他実施に係る必要な業務

イ 農福連携マルシェに関する業務

農福連携に取り組む障害者就労施設等が出店する農福連携マルシェを開催する。出店施設の農福連携の取組や農家とコラボした商品を店舗毎にポスター等で紹介すること。その他出店施設が使用する机、椅子等必要な物品等の調達、機材に必要な電源の設置を行うこと。また、来場者に対する景品等を用意すること。

(ア) イベントの企画（実施内容、広報、連絡調整等）

(イ) イベントの運営（受付・案内、進行管理、スタッフ手配・その他必要な業務）

ウ 集客イベント等に関する業務

マルシェ以外の集客を促すイベント等（事前予約なしで参加できるもの）を企画し、マルシェと合わせて開催する。大人も子供も参加でき、親子でも楽しめるような内容の他、関係人口の増加を図れる内容とすること。農家と福祉施設の農作物を使ったイベントなどを企画、実施すること。

(ア) イベント等の企画（実施内容、広報、連絡調整等）

(イ) イベント等の運営（受付・案内、進行管理、スタッフ手配・その他必要な業務）

エ 広報に関する業務（チラシ作成等）

マルシェについて広く周知するため、チラシ、各種媒体等を活用し効果的な広報を行うこと。チラシ作成にあたり、掲載内容、デザイン等については事前に県と協議のうえ、決定すること。

(2) 障害福祉施設に対するセミナー・現地見学会に関する業務

農福連携に取り組む障害福祉施設の増加を図るためのセミナーと現地見学会をセットにしたイベントを開催する。

セミナーについては、県の農福連携コーディネーターによる、農福連携に関する具体的かつ詳細な情報提供や県の支援内容に関する説明を座学形式で行うほか、県内で実際に農福連携に取り組んでいる障害福祉施設の紹介等で構成する。

現地見学会については、県の農福連携の取組によりマッチングした農家と障害福祉施設が実際に作業している農場等に出向き、見学を行う。

- ・開催時期：令和8年10月から令和9年1月までの間で2回程度（1日程を2回）
- ・参加者：主に農福連携に取り組んだ経験がない、少ない障害福祉施設から
各回最大20人程度
- ・セミナー開催会場：視察先農場への移動等を考慮し、別途県と協議の上、決定

尚、セミナーにおける講師及び講演内容、現地見学先における農場の選定及びカリキュラムについては、県が指定するものとし、受託者は指定された条件に基づき、効果的かつ効率的にイベント運営ができ、集客につながるような全体カリキュラムを企画・提案すること

ア 障害福祉施設に対するセミナー・現地見学会全般に関する業務

- (ア) スケジュール・進行管理マニュアル等の作成
- (イ) セミナー会場から現地見学先への移動に係るバスの運転手・添乗員の手配、
運行計画策定等の一切の業務
- (ウ) 参加者の誘導及び安全対策
- (エ) その他実施に係る必要な業務
- (オ) 広報用のチラシ作成
ただし、広報は県が実施する
- (カ) 参加申込フォームの作成、受付等の管理
- (ク) 参加者へのアンケート調査

イ 障害福祉施設に対するセミナーに関する業務

- (ア) セミナー会場の手配、会場レイアウト作成、会場設営・撤去、誘導員の手配、
関係者駐車場の設営・撤去、原状回復に係る一切の業務
- (イ) 各種看板の制作、設置、撤去
- (ウ) 受付の設置、運営
- (エ) セミナー講師との連絡調整、謝金等の支払い
ただし、県の農福連携コーディネーターは除く

ウ 現場見学会に関する業務

- (ア) 見学先農場における誘導
- (イ) 見学先の農家との連絡調整、謝金等の支払い

(3) 広報周知のための動画制作及び配信業務

農福連携に携わる障害福祉施設の利用者増加を目的に、将来的に障害福祉施設の利用を検討している方やその家族等に対し、農福連携の取組に関する広報周知の動画を制作、配信することとし、下記の内容の動画制作、動画配信サイトへのアップロードに関する一切の業務を行うこと。

- ・動画の概要：将来的に障害福祉施設の利用を検討している方の家族等が動画を見て、農福連携が障害のある方にとって素晴らしい取組であることが伝わるような内容の動画
- ・制作本数：1本
- ・動画の尺：3～5分程度
- ・動画に盛り込むコンテンツ：農福連携の概要説明、農業、福祉それぞれのメリット、農福連携に携わっている障害福祉施設の職員、利用者、農家などの当事者のコメントなどを盛り込むこと。
詳細な内容については、県と協議することとし、コンテンツの最終決定は県が行う。
- ・配信方法：youtubeなどの動画配信サービスに動画をアップロードし、配信を行う
- ・広報に関する業務

制作した動画を視聴してもらうために効果的な広報を提案すること

尚、上記(1)～(3)に係る経費は全て受託事業者が負担することとする

4. 委託期間：令和9年3月15日まで

5. 実施報告書

受託事業者は、事業終了後すみやかに実施報告書を県に提出すること。その際、業務内容を実施した実績に関する報告資料を添付すること。

報告資料には、マルシェ出店者ごとの購入者数及び購入金額、イベント来場者数を含めること。

6. 委託料の支払い

完了払

7. 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、障害福祉課就労支援室と受託者で協議を行い実施すること。
- (2) 事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については受託者によりこれを行う。
- (4) 設備・資機材は特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお加入後は保険書類の写しを、県就労支援室に提出すること。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合はイベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (8) 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (9) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物の著作者人格権は行使しないものとする。